10-4　労災保険給付の種類

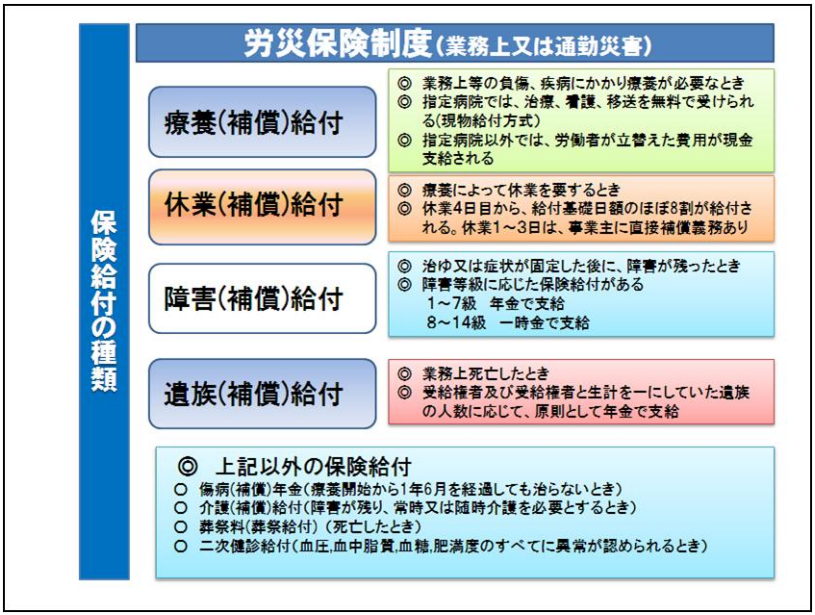

労災保険給付の種類は、次のとおりである（図表 10-4 参照）。

業務災害

［療養補償給付関係］
［休業補償給付関係］
［傷病補償年金関係］
［障害補償給付関係］
［遺族補償給付関係］
［葬祭料関係］
［介護補償給付関係］

通勤災害

保険給付の内容は、「業務災害に関する保険給付」と同じである。

通勤災害の休業給付における 3 日間の待機期間については、業務災害の場合と違って使用者に補償義務はない。

なお、療養給付において労働者に 200 円の一部負担金（徴収の簡便化のため休業給付の最初の支給対象日分から控除されている）がある。